

# 令和6年4月から クリーンセンターのごみ処分手数料 を改定しました。

安定したごみ処理サービスの提供と受益者負担の適正化を図るため、クリーンセンターへの直接搬入（持ち込み）による、ごみ処分手数料を令和6年4月1日から改定しました。

詳しくは次のとおりですので、ご理解をお願いします。

## ●改定の内容

種 別	手数料区分	手数料の額 (※10キログラム当たり)	
		改正前	現行
①家庭系ごみ	一般家庭直接搬入ごみ	50円	70円 (20円増)
②事業系ごみ	事業者直接搬入ごみ	80円	140円 (60円増)
	許可業者搬入ごみ		

※ 1回当たりの搬入重量が10キログラム未満の場合は、10キログラムの額になります。

## ●改定による差額の計算例

搬入重量    10キログラム未満    10キログラム    30キログラム    50キログラム

### ①家庭系ごみ

改正前	0円	50円	150円	250円
	↓	↓	↓	↓
現行 (差額)	70円 (70円増)	70円 (20円増)	210円 (60円増)	350円 (100円増)

### ②事業系ごみ

改正前	0円	80円	240円	400円
	↓	↓	↓	↓
現行 (差額)	140円 (140円増)	140円 (60円増)	420円 (180円増)	700円 (300円増)

🏠 [次ページもお読みください。](#)

## ●手数料の算定方法

(A) ごみ処理経費見込 ÷ (B) ごみ搬入見込量 × (C) 受益者負担率 = **手数料額**  
(10円未満切捨)

### ①家庭系ごみ

(A) 3,891万8千円 ÷ (B) 2,633トン × (C) 50% = **70円/10kg**

### ②事業系ごみ

(A) 1億1,434万3千円 ÷ (B) 7,686トン × (C) 100% = **140円/10kg**

※「(A)ごみ処理経費見込」及び「(B)ごみ搬入見込量」については、  
令和2年度から令和4年度までの実績平均値



【手数料改定に関するお問い合わせ先】  
登米市環境事業所 クリーンセンター  
TEL 0225-76-0102  
FAX 0225-76-0103